

「子に会えぬ」現役副市長が実名で告発

「連れ去り」容認する司法

離婚や別居を機にわが子に会えなくなってしまう「連れ去り」問題。その蔓延を放置してきた司法のあり方に、現役の副市長が実名で問題提起する。

総務省官僚として公務員制度

改革にかかわり、現在は栃木県

那須塩原市副市長の渡邊泰之氏

(39)は、2年前から5歳になる

一人娘と一度も会えていない。

2010年春、妻が突然、実家

に長女を「連れ去」ったためだ。

教育方針などをめぐり、妻とは

意見がすれ違っていたという。

それでも当初は何度か娘に会え

ていたが、やがて身に覚えのな

いDVを受けたと裁判所に訴え

られ(後に相手方が取り下げ)、

以降も様々な理由から、面会が

かなわなかつたという。

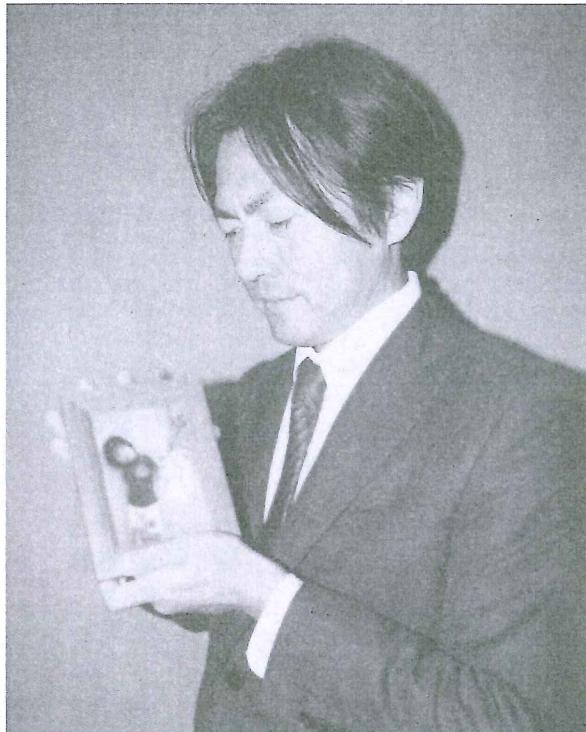
「もう、道で娘とすれ違つても

きつとわからないでしょうね」

(渡邊氏)

裁判官の罷免を求める

一昨年10月には、妻側が千葉家裁松戸支部に子どもの身の回りの世話ををする「監護者」の資格を求めて審判の申し立てをしたため、渡邊氏側も申し立て。今年2月、同支部は監護者を妻と定め、渡邊氏への娘の引



写真を見せる渡邊氏。早期復職を目指していた妻を支え、長女の保育園への送り迎えや食事作りも担当していくという。「裁判所に変わってもらうことで、不幸な親、そして不幸な子どもが二度と出ないようにしてほしい」

き渡しを認めない審判を下し、9月には最高裁で確定した。

現在、渡邊氏は、一審の審判

を下した家事審判官の若林辰繁

裁判官に対し、裁判官を罷免で

きる「裁判官弾劾裁判所」へ訴

追するべく、国会議員で構成さ

れる「裁判官訴追委員会」に審

議を求めている。過去に訴追さ

れたケースは刑事罰を受けた裁

判官など、戦後でわずか8件し

かない(罷免されたのは6人)。

現役の副市長という立場も明かしたうえで、あえて実名での問題提起に踏み切った理由を、渡邊氏はこう語る。

「自分のような日にあう親子は、これで最後にしたいんです」

一方の親に会えなくなつた子どもは、両親に育てられたり、離婚後も両方の親に会つていた子よりも「自己肯定感」が低くなるという調査結果もある。たとえ離婚しても、両方の親が子育てにかかるべきだというのが最近の潮流だ。

昨年、民法766条が改正され、離婚時は子どもとの面会交流や養育費などについて、「子の利益を最も優先して」取り決めることが明文化された。国審議でも、当時の江田五月法相が「裁判所は親子の面会交流ができるように努めることがこの法律の意図するところ」と答弁している。

この改正は渡邊氏にとっても追い風になるはずだった。だが

若林裁判官は審判時、この答弁を示した渡邊氏に対して「法務大臣が何と言おうが関係ない」と

夫婦が別居や離婚する際、一方の親が子を連れ去ってしまう「連れ去り」が近年、社会問題化している。子を連れ去つてでも面倒を見続けた方の親に対し、裁判所が監護者の地位を認めることが圧倒的に多かったからだ。

この件を通じて司法の「不正」を追及し、娘との関係を取り戻すとともに不幸な親を二度とつらぬくようにしたいと渡邊氏は語る。

「裁判官が立法趣旨や法律に則って判断するのは当たり前のこと。この発言だけでも憲法に反し、罷免に値します。ここまで裁判の公務員が法や国会を無視するとは……」(渡邊氏)

「裁判官が立法趣旨や法律に則って判断するのは当たり前のこと。この発言だけでも憲法に反し、罷免に値します。ここまで裁判の公務員が法や国会を無視するとは……」(渡邊氏)

弁護士資格を持つ早稲田大学の棚村政行教授(家族法)は、民法766条改正の趣旨を徹底するために、司法へのアプローチ以外にも、離婚時に面会交流の必要性をレクチャーする機会を行政が設けたり、面会交流のための場をこれまで以上に増やしたりするなどの制度づくりが不可欠と説く。

また、「離婚後も両方の親が共同養育責任をもつ」というようく民法で規定する必要もある

こと。このことを考えて、新しい関係性を築いていくことをするのが海外の潮流。日本はあまりにも遅れています」

「両親がいくらもめても、子どものことを考えて、新しい関係性を築いていくことをするのが海外の潮流。日本はあまりにも遅れています」